

# 令和5年4月からのマイナ保険証の運用について

## マイナ受付 対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。



マイナナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

**POINT 01**  
より良い医療が可能に！  
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の印刷機能を使えば、今まで使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※特許であるのは、医師・歯科医師・薬剤師や有資格者のみです。

**POINT 02**  
手続きなしで限金額以上の一時的な支払が不要に！  
原簿適用決定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



※薬局のみにマイナンバーカードで  
**マイナ受付**

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)



## 患者様へ

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

当院では、マイナ保険証がご利用できます。

毎月初めの受診日には、マイナ保険証か従来の紙の保険証をお持ちください。

保険証とは別の公費医療受給者証（指定難病、福祉医療等）については、マイナ保険証

では確認できませんので、別途提示が必要となります。必ず原本をお持ちください。

操作などでお困りの場合には、スタッフまでお気軽にお尋ねください。